規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	公益信託に関する法律案(仮称)	
規制の名称	公益信託制度	
規制の区分	新設・改正 (拡充 ・緩和)・廃止 ※いず	[†] れかに〇印を付す。
担当部局	内閣府大臣官房公益法人行政担当室	
評価実施時期	令和6年2月	
1. 規制の目的、内容及び必要性	公益信託は、民間による公益的活動に関する選択肢を多様化し、活性化するため、そのでいるが、現行の公益信託制度は、具体的な許可基準は法令上定まっておらず、各主督の基準が不統一であることや、税制優遇を受けるための厳格な規律が税法に別途にいことから、社会的に同等の機能を持つ公益法人と比べ利用されていない。	務官庁による許可や監
2. 直接的な費用の把握		
① 遵守費用	○新たに公益信託の認可を受けようとする場合には、認可に係る書類の作成及び提出 行政庁又は委員会による監督に対応するための費用が生じるが、現行制度においても 生しており、今回の制度改正により追加で発生する費用は生じないと想定している。 ○また、現行の公益信託の受託者が移行認可を受けようとする際の費用として、変更 護士費用等)が生じる。遵守費用については以下のとおり推計される。 変更契約書作成費用(50千円)×公益信託件数(391件)=19,550千円 なお、既存の公益信託の中に、信託目的等を抜本的に変更しなければならないと考え 契約書の作成等について大きな負担は生じないと想定している。また、現行制度上、認 ごとに認定を受け直す必要があるが、新制度では更新手続きは不当となるなど、費用能	に同様の費用負担が発 契約書の作成費用(弁 られるものはなく、変更 に特定公益信託は5年
② 行政費用	〇新たな公益信託の認可申請があった場合に、新制度における行政庁(内閣府・都道係る審査業務が発生する。 〇移行認可について新制度における行政庁(内閣府・都道府県)が行うこととなり、39務が発生する。 〇なお、公益信託の監督業務については、現行制度にて主務官庁ごとにそれぞれ事務公益法人と共通の行政庁及び合議制機関に一元化するものである。 〇また、新制度移行後は、現行制度で求められている5年ごとの再認定の手続は不要比して行政庁全体として事務の効率化が図られるものと考えている。	1件分の認可に係る業系が分散していたものを
3. 副次的な影響及び波及的な 影響の把握	現行の公益信託の受託者に対するヒアリングにより、現行の公益信託における移行認 しており、影響が限定的であることを確認済。	可基準との差分を調査
4. その他の関連事項	〇法制審議会(信託法部会):平成31年2月の法制審議会総会において、法務大臣により調査審議された「公益信託法の見直しに関する要綱案」が答申された。 〇「新しい時代の公益法人の在り方に関する有識者会議」: 内閣府特命担当大臣(経済者会議を開催(全11回開催)。令和5年6月「最終報告」取りまとめ。	
5. 事後評価の実施時期等	公益信託に関する法律案(仮称)については、公布から2年以内の施行を予定している 移行認可実績及び新制度における認可実績を確認する観点から、評価時期を公布から	
備考		